



子どもの権利ってどのようなものなの？

A. 子どもが人として尊重され、心身ともに健やかに成長・発達することが保障される権利のことだよ。



人は誰でも生まれたときから人としての権利を持っているよ。

これを人権というよ。

日本国憲法は、一部の権利を除いて、子どもを含むすべての人に人権が保障される、ということを決めているよ。

だけど、未熟で成長過程にいる子どもの権利保障は、「保護」「指導」「しつけ」という**ぱっと見では綺麗に聞こえる言葉**で軽視されてしまうことがあるんだ。

1994年に日本が批准した「[子どもの権利条約](#)」は、子供の立場で、子どもが子ども時代を自分らしく生き生きと暮らしながら健やかに成長・発達していくために必要とされている様々な権利がきちんと書いてあるよ。

子どもが保護されるだけでなく権利の主体である、と明記されているし、子どもの権利の主体性を守るために、子どもの「[意見表明権](#)」を保障しているんだ。

未熟で成長過程段階にいる子どもでも、人として尊重されて、心身ともに健やかに成長・発達することができる、ということを保証された権利、と言えるんだよ。

憲法や子どもの権利条約に書かれている主な子どもの権利(人権)を下に書いておくよ。

- ・ 幸福追求権
- ・ 平等権
- ・ [最善の利益の確保](#)
- ・ 生きる権利、生存・発達権
- ・ 出自を知る権利
- ・ 父母との不分離・交流権
- ・ 意見表明権、表現の自由

[《MENU》](#)

[《子どもの権利条約ってなに？](#)

[意見表明権ってなに？》](#)